

第4章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進

本計画は、「生涯学習基本条例」の基本理念に基づき、市全体で生涯学習を総合的に推進するため、様々な生涯学習の視点から基本施策を7つ挙げ、それぞれに関連する施策を体系化し取り組んでいきます。

生涯学習に関する施策は、芸術・文化、スポーツ、健康、情報化や国際化等、多岐にわたっています。これら各施策を実効性のあるものにしていくためには、生涯学習担当部署を中心として、子ども、市民生活、福祉、環境など、様々な分野の事業実施部署が、市民の自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、市民や各種団体、大学や企業・事業所などとも連携・協力し、市全体で計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理

計画を総合的・計画的に展開していくために、毎年度、事業実施部署において事業の進捗状況を確認し、その結果をもとに、庁内推進組織である「羽村市生涯学習推進委員会」において検討を行い、計画の目標達成度を評価します。

さらに、市民や各種団体の代表者、生涯学習に造詣のある者などで構成する「羽村市生涯学習基本計画推進懇談会」において、計画の推進・充実に関することや進捗状況について意見交換する機会を設けるなど、広く市民や各種団体等の意見を取り入れながら、より効果的な計画の推進に取り組みます。